

○桑名市青少年健全育成事業補助金交付要綱

令和2年3月26日
教育委員会告示第6号
改正 令和2年9月23日教委告示第15号

(趣旨)

第1条 この告示は、青少年の健全育成を図るために、青少年育成団体が行う活動事業に対し、その事業の経費の一部を青少年健全育成事業補助金（以下「補助金」という。）として交付するものとし、その交付に関しては、桑名市補助金等交付規則（平成16年桑名市規則第54号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市内に活動の本拠を有し、市内で青少年の健全育成活動を実施する団体であること。
- (2) 団体規約等を整備し、組織の構成が明確であること。
- (3) 設立後、1年以上の活動実績があること。
- (4) 法人格を有しない団体又は特定非営利活動法人であること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地域イベント、体験活動その他青少年の健全育成に資する事業であること。
- (2) 特定の少人数を対象とする事業でないこと。
- (3) 政治、宗教又は営利目的の事業でないこと。
- (4) 他の補助制度又は助成制度を受けている事業でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に必要な経費のうち、報償費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、保険料、使用料その他桑名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める経費とする。

(補助金)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において支給するものとし、補助対象経費の2分の1以内の額で、3万5,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、規則第3条第1項各号に定めるもののほか、団体の規約を添えて教育委員会に提出するものとする。

(実績報告)

第7条 補助対象事業を行う団体（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了後1月以内又は補助対象事業を実施した年度の3月31日のいずれか早い日までに規則第13条に定めるもののほか、次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出するものとする。

- (1) 事業実施報告書
- (2) その他教育委員会が必要と認める書類

(書類等の整備)

第8条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、補助対象事業完了後5年間これを保管しておかなければならない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月23日教委告示第15号）

この告示は、公布の日から施行する。